

2019年度
認定ファシリティマネジャー資格試験
受 験 案 内 書

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要

1.	認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格試験と資格登録	1
2.	〃 資格試験から資格取得までの日程	2
3.	〃 受験資格	2
4.	〃 受験申し込み	2
4-1	〃 受験申し込み方法	2
4-2	〃 受験手数料	2
4-3	〃 受験票の発行	3
5.	〃 試験日および時間割	3
6.	〃 試験地・試験会場	4
7.	〃 試験の出題形式と出題範囲	4
8.	〃 本人確認について	5
9.	〃 受験の特別措置	6
10.	〃 合否判定	6
11.	〃 合格者の発表および合否の通知	6
12.	〃 試験問題の持ち帰り	6
13.	認定ファシリティマネジャー資格の新規登録案内	6
13-1	〃 新規登録申請の可能な期間	6
13-2	〃 新規登録の要件	7
13-3	〃 新規登録の申請方法	8
13-4	〃 新規登録申請手数料	9
13-5	〃 資格登録証などの交付	9
14.	個人情報の取り扱いについて	9
15.	その他	9
16.	FM資格制度協議会の資格試験・新規登録事務局	9

主催 FM資格制度協議会

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA)
一般社団法人 ニューオフィス推進協会 (NOPA)
公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (BELCA)

事務局 公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA)

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要

1. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格試験と資格登録について

◆ファシリティマネジメント（以下、FMという）は、企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営活動です。

◆「認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度」は、

- (1) ①公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（以下、JFMAという）、
②一般社団法人 ニューオフィス推進協会（以下、NOPAという）、
③公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下、BELCAという）
の三団体の「FM資格制度協議会」により、FMの普及を図り、認定ファシリティマネジャーの育成を推進することを目的に、平成9(1997)年に創設されました。
- (2) 「FM資格制度協議会」は、毎年7月に、ファシリティマネジャーとしての基本的素養を確認するため、FMに関連する知識、業務、技術および論述の、
 - ①「資格試験」を行い、試験に合格して、
 - ②「資格登録」を申請された方の審査を行ったうえで、登録要件を満たしている方に、「認定ファシリティマネジャー(英文表記：Certified Facility Manager of Japan)以下、CFMJという」の称号を付与し「CFMJ」資格取得者として認定するものです。

◆資格登録は次の2種類があります。

(1) 新規登録（合格後5年間の登録）

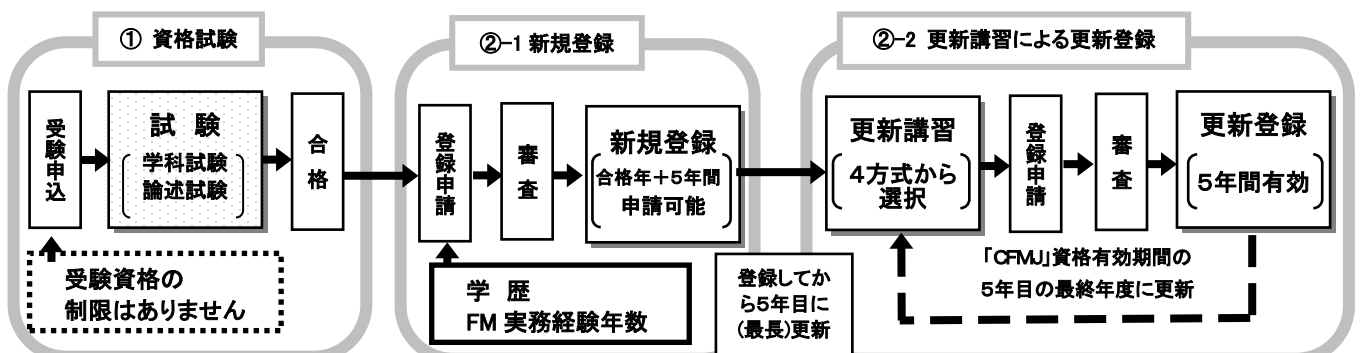
資格試験に合格して、新規登録申請をされた方の審査を行ったうえで、登録要件を満たしている方に、認定ファシリティマネジャー(CFMJ)の称号を付与し、「CFMJ」資格取得者として認定するものです。

なお、新規登録申請は、試験に合格されてから5年間は、随時申し込みを受け付けます。

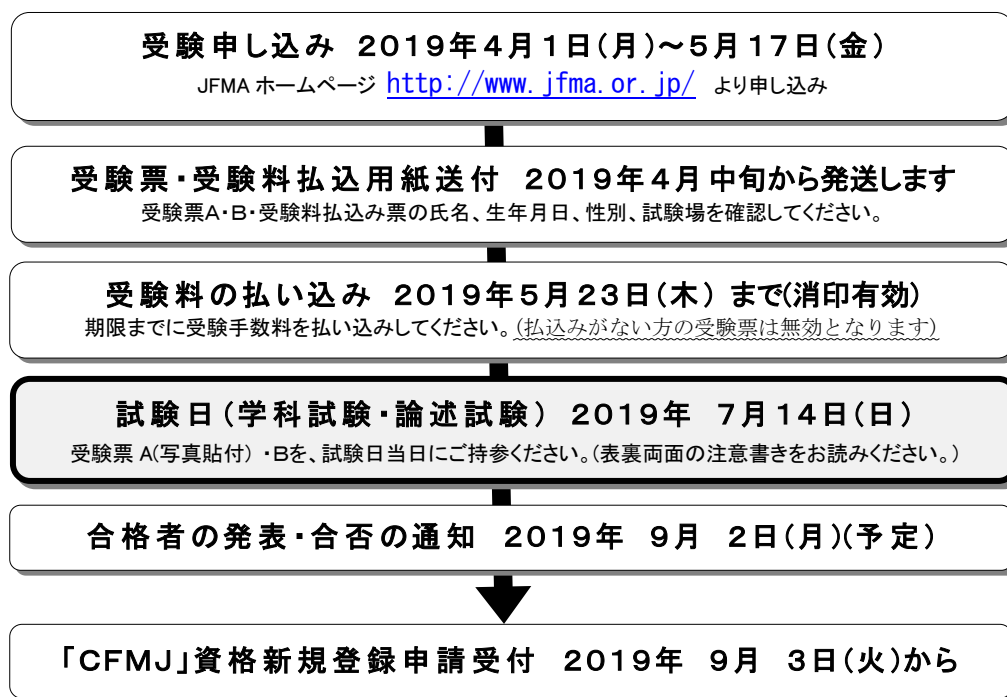
(2) 更新講習による更新登録（5年毎）

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度では、資格の有効期間を5年と定めています。新規登録者は、有効期間の最終年度(最長5年目)に、更新講習(4方式から選択)を受講し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。(更新講習の目的：資格取得後5年間の「FMを取り巻く環境の変化、法改正、技術進展などに伴う情報・知識」を提供して技能の維持向上を図り、さらなるFM普及発展への貢献を促す。)

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格試験・新規登録・更新登録の流れ



2. 2019年度「CFMJ」資格試験から資格取得までの日程



3. 受験資格

国籍や年齢・学歴・性別に関係なくどなたでも受験できます。

ただし、合格後の資格新規登録申請に際しては学歴に応じFMの実務経験年数が必要です。

4. 受験申し込み

4-1 受験申し込み方法

《受験申し込み受付期間 2019年 4月1日(月)～ 5月17日(金)》

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)のホームページ <http://www.jfma.or.jp/> (メニューバー>認定ファシリティマネジャー資格>試験案内)を参照)に掲載する書式に、氏名、連絡先他、必要事項を入力し、上記の期間内に申し込んでください。受験申し込み受付後、受験に必要な書類一式をご指定の住所に郵送します。

4-2 受験手数料

《受験手数料払い込み期間 2019年 4月中旬 ～ 5月23日(木)》

- (1) 受験手数料は21,600円です。(消費税込。なお、払い込み手数料はJFMAが負担します。)
 - (2) 郵送された受験手数料の郵便払込用紙を切り離して、期日までに払い込んでください。
(次頁図参照)
 - (3) 期日までに、受験手数料が払い込みされない場合は、受験票は無効となります。
 - (4) 一旦収納した受験手数料は、返還いたしません。また、年度を跨いで繰り越すできません。
ただし、当協会の責任により試験を受けることができなかった場合及び本案内書5項のただし書きの対象受験者には、受験手数料を返還します。
- (注) 受験手数料21,600円(消費税込)は、必ず受験者名で個人別にゆうちょ銀行や郵便局にて払い込んでください。

「受験票(A・B)」と「受験手数料払込用紙」(A4判、ミシン目で切り離しできます。)

写真貼付

受験票A

(受験票 A (写真貼付)、受験票 B) は試験場にお持ち下さい。

ミシン目

受験票B

(表・裏両面の試験時間割、注意事項等を事前にお読み下さい。)

ミシン目

受験手数料払込用紙

(切り離して、郵便局やゆうちょ銀行で、5月23日(木)までに、必ず払い込んで下さい。)

4-3 受験票の発行(発行日は新元号名で表記します。)

- (1) 受験票 (A・B) には、J FMA ホームページから申し込み時、申込者ご本人が入力された氏名、生年月日、性別、試験場等が印刷されていますので、届きましたら内容を確認してください。(受験番号も印刷されています。)
- (2) 受験票Aに、顔写真1枚(縦 4.0cm、横 3.0cm)を貼付してください。
(注) 写真は無帽・無背景・正面上3分身、本人のみを写し、試験時に本人確認ができる鮮明なものとし、受験申込前6カ月以内に撮影したもの。カラー白黒ともに可とします。
写真裏面に受験番号・氏名を必ず記入のうえ貼付してください。
- (3) 受験票 (A・B) は試験当日必ず試験会場に携行してください。受験票を忘れた場合は、試験を受けられないことがありますので注意してください。
- (4) 受験票を紛失した場合は JFMA 事務局までお問合せください。(TEL : 03-6912-1177)

5. 試験日および時間割

《試験日 2019年 7月14日(日) 9時30分～16時30分》

試験日および時間割は下表のとおりです。

ただし、天候異変・地震、交通障害等不可抗力により指定の試験場において試験の実施が不可能と J FMA が判断した場合は、その試験会場での試験は中止します。(受験者への緊急案内等は本案内書 15 項参照)、中止した場合は原則として再試験は行いません。なお、試験時間を繰り返す

試験日	時間割	
7 月 14 日 (日)	9:30 ~ 9:40	着席 注意事項説明 (10分)
	9:40 ~ 10:40	第1時限 FM概論 (60分)
	10:40 ~ 11:00	休憩時間 (20分)
	11:00 ~ 11:05	着席 注意事項説明 (5分)
	11:05 ~ 12:35	第2時限 FM業務 (90分)
	12:35 ~ 13:30	昼食休憩 (55分)
	13:30 ~ 13:35	着席 注意事項説明 (5分)
	13:35 ~ 14:35	第3時限 FM知識 (60分)
	14:35 ~ 14:55	休憩時間 (20分)
	14:55 ~ 15:00	着席 注意事項説明 (5分)
	15:00 ~ 16:30	第4時限 論 述 (90分)

6. 試験地・試験会場

試験地は、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・金沢・広島・高松・福岡の9カ所です。
 なお、試験会場は次表のとおりです。該当の試験室等は当日、試験会場にて掲示します。
 (試験室への入室は、試験開始1時間前からです)

- (1) 受験者は次表の9カ所の中から、希望する試験会場を選択して、申し込んでください。
- (2) 受験申し込み後の試験会場の変更は、転勤などのやむを得ない場合を除いて、原則として認められません。ただし、試験準備の関係から、6月末までに受け付けたものとします。
- (3) 試験会場は「受験票」に同封する「試験会場案内図」にてご確認ください。

試験地	試験会場	所在地
札幌	北海道自治労会館	北海道札幌市北区6条西7丁目5-3
仙台	国際マルチビジネス専門学校	宮城県仙台市青葉区中央四丁目8番32号
東京	立教大学 池袋キャンパス	東京都豊島区西池袋 3-34-1
名古屋	名古屋商工会議所	名古屋市中区栄 2-10-19
大阪	大阪科学技術センター	大阪市西区鞠本町1丁目8-4
金沢	石川県教育会館	石川県金沢市香林坊 1-2-40
広島	RCC文化センター	広島県広島市中区橋本町 5-11
高松	高松商工会議所	香川県高松市番町 2-2-2
福岡	福岡商工会議所	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28

(注) 試験会場を変更する場合があります。をあらかじめご了承ください。

7. 試験の出題形式と出題範囲

試験の出題形式は、ファシリティマネジャーに必要な知識・能力について、マークシート方式による「学科試験」と筆記による「論述試験」を併用します。その主とする出題範囲は、必須教科書「公式ガイド ファシリティマネジメント」に準拠します。

なお、試験内容についてのお問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

試験中、または、試験室内では、あらゆる携帯通信機器(携帯電話・スマートフォン・タブレット端末・通信機能付時計(電波時計、GPS機能付時計は除く))などの使用はできません。

試験区分	試験の出題範囲	出題範囲に関する必須教科書
① FM概論	第1部 経営とファシリティマネジメント 1章 ファシリティマネジメントとは 2章 ファシリティマネジメントの効果 3章 経営環境とファシリティマネジメント	<必須教科書> 「公式ガイド ファシリティマネジメント」 (2018年1月発刊) FM推進連絡協議会編 日本経済新聞出版社発行
② FM業務	第2部 ファシリティマネジメントの業務 4章 ファシリティマネジメントの体系 5章 統括マネジメント 6章 FM戦略・計画 7章 プロジェクト管理 8章 運営維持 9章 評価 10章 改善	
③ FM知識	第3部 ファシリティマネジメントの知識 11章 人間性関連知識 12章 ワークプレイス関連の知識 13章 不動産取引関連の知識 14章 施設関連の知識 15章 ファシリティマネジメントの関連法規 ※ 第4部 第16章は除く	
④ 論述	「公式ガイド ファシリティマネジメント」 ・実際のFMを行う上で必要な問題抽出能力・問題解決能力 ・相手に理解してもらうための表現力・提案力・説得力	

(注1) 試験の出題範囲における①、②、③、④の範囲の区分は、「公式ガイド ファシリティマネジメント」(必須教科書)に準拠します。

(注2) 解答にあたり、法規については、2019年1月1日現在において施行されているものを適用します。

(参考)「最新4か年 2019年度版 認定ファシリティマネジャー資格試験問題集(解答・解説付、JFMA 発行)」

なお、上記教科書、問題集等は、JFMAホームページ <http://www.jfma.or.jp/>

(メニューバー>書籍・報告書>ご購入お申込) から注文できます。

また、同ページの  のアイコンからも購入できます。

8. 本人確認について

試験会場にて、「受験票A」の顔写真と受験者本人と照合させていただきます。

その際、本人確認ができる書類を提示していただきます。

本人確認ができる次のもの、いずれか1点(コピーは不可)を必ずご持参ください。

- (1) 写真つきの身分証明書(パスポート、運転免許証、写真つき住基カード、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、会社・官公庁の職員の身分証明書、学生証)
- (2) 健康保険証、国民健康保険証、公的機関が発行した資格証明書

(注1) 本人確認書類の氏名、生年月日、住所等が受験申込書の記載内容と原則一致している必要があります。

(注2) 該当する身分証明書をお持ちでない方は、事前にJFMA事務局の試験・新規登録担当までご相談ください。(TEL: 03-6912-1177)

9. 受験の特別措置

身体に障害があるため、受験に際し、特別な措置（座席の配慮等）を希望する方は、受験申込受付期間内に J FMA 事務局の試験・登録担当までご連絡ください。

なお、障害の程度、試験場の都合等により希望する措置を受けられない場合があります。

10. 合否判定

合否判定は「学科試験」（①概論 18 問程度、②業務 24 問程度、③知識 18 問程度の 3 教科 60 問程度、合計 600 点満点）及び「論述試験」（300 点満点）の合計得点（900 点満点）によって最終合格者を決定します。

なお、合格者の決定方法についてのお問合せには一切応じられませんのでご了承ください。

11. 合格者の発表および合否の通知

《合格者の発表 2019年 9月 2日(月)(予定)》

(1) 合格者には、本人に合格証を送付することによりお知らせします。

また、不合格者にも、その旨の通知書を送付します。

※受験された全員の方へ合否判定結果を送付します。お申し込み後、住所・連絡先等を変更した方は、必ず、J FMA 事務局の試験・新規登録担当までご連絡ください。

(2) 合格者の受験番号を、FM資格制度協議会の三団体(J FMA、NOPA、BELCA)の各事務局に、一定期間掲示します。

(3) 合格者の受験番号を、J FMA のホームページに一定期間掲載します。<http://www.jfma.or.jp/>
(メニューバー>認定ファシリティマネジャー資格>試験案内>合格発表を参照)

なお、電話等での合否のお問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

12. 試験問題の持ち帰り

受験者に配布した試験問題（論述試験は、下書用紙を含む）については、持ち帰りを認めますが、各試験終了までは、試験室から持ち出すことはできません。途中退席された方は、各試験終了後にお受け取り下さい。

13. 「CFMJ」資格の新規登録案内（2019年試験合格者対象）

13-1 「CFMJ」資格の新規登録申請の可能な期間【合格年+5年間】

《合格証発行日 ~ 2025年 3月31日まで》（次頁図左側参照）

(1) 新規登録申請は、試験に合格されてから5年間は、随時申し込みを受け付けます。

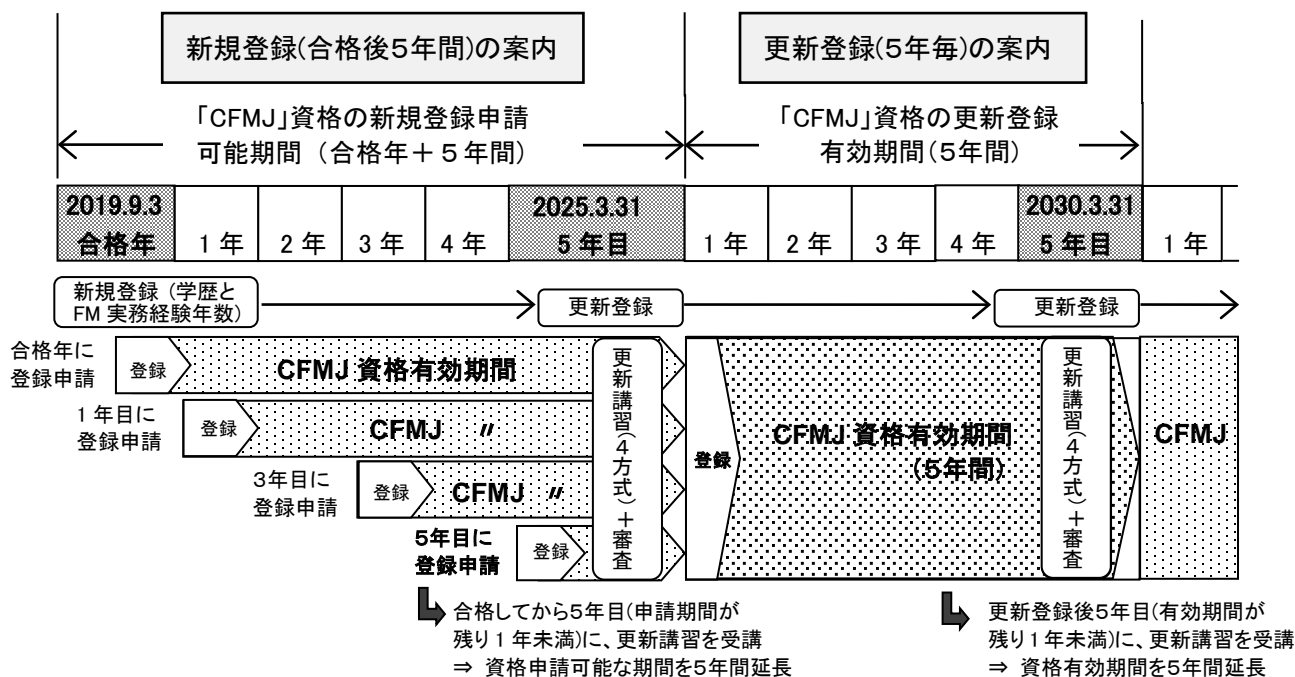
なお、新規登録申請が遅くなるほど、「CFMJ」資格取得後の有効期間が短くなりますので、資格更新時期を視野に入れて早めの申請をお勧めします。

(2) 合格されても登録資格を満たさない方は、登録資格を満たしてから新規登録ができます。

また、合格してから5年目（申請期間が残り1年未満）に、**更新講習（有料）***を受講することで申請可能な期間を、5年間延長することができます。

※更新講習について 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度では、資格の有効期間を5年と定めています。資格登録者は、有効期間の最終年度(最長5年目)に、更新講習(4方式から選択)を受講し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。詳しくは、JFMAのホームページをご参照ください。http://www.jfma.or.jp/ (メニューバー> 認定ファシリティマネジャー資格> 更新登録)

「CFMJ」資格の新規登録(下図左側)と更新登録(下図右側)の連続した流れ



13-2 新規登録の要件

(1) 新規登録は、試験合格者で、次表の「イ欄」に掲げる学校のいずれかを卒業し、かつ、学歴に応じた「ロ欄」の年数以上のFMの実務経験を有する方に限り、「CFMJ」資格の新規登録申請をすることができます。詳しくは、JFMAのホームページ(メニューバー>認定ファシリティマネジャー資格> 新規登録をご参照下さい。

区分	条件	イ欄	ロ欄
一		4年制大学またはこれに準ずるもの	3年
二		3年制短期大学	4年
三		2年制短期大学、高等専門学校またはこれに準ずるもの	5年
四		高等学校またはこれに準ずるもの	7年
五		その他	10年

※「イ欄」の学校種別は、「学校教育法」(日本)によります。海外の教育機関や特例等のある場合は、申請時にご相談下さい。

(2) FMの実務経験とは次表「ファシリティマネジメントの12業務」*に掲げる全部、または一部を経験してきたことをいい、その経験の証明を必要とします。(本案内書13.3項目参照)

※2019年より教科書の変更に伴い、業務内容が変わります。

ファシリティマネジメントの12業務*

1 統括マネジメント

ファシリティ全体を把握し、その総合的な最適化を図るために統括的に経営活動（マネジメント）を行う業務。具体的な業務としては、権限と責任をもつFM組織体制を構築すること、そのFM組織を運営することが主体となる。

2 FM戦略（FM戦略・計画（Plan））

経営戦略方針、あるいはFM業務評価からの改善方針を受けてFMの目標を策定し、その目標を実現するためのFM施策を立案する業務。

3 中長期実行計画（FM戦略・計画（Plan））

FM施策を受けて、FM戦略を実行するため、中長期の期間を設定し、ファシリティの供給に関わる「供給計画」、品質評価にもとづく「品質計画」、そしてこれら両方に関わる「財務計画」を立案し、経営者の承認を得て策定する業務。

4 ワークプレイスづくり（プロジェクト管理（DO））

人が創造力を発揮して働ける室内環境（執務環境や居住環境）と機能の整備および情報化への対応装備を計画し、実施する業務。

5 不動産賃貸借（プロジェクト管理（DO））

施設（土地・建物）の賃貸借や返却を計画・実施し、適切なスペースの供給を行う業務。

6 不動産取得（プロジェクト管理（DO））

土地・建物の取得、権利保全、売（廃）却および資産流動化を適切に計画し、実施する業務。

7 建物建設（プロジェクト管理（DO））

新築、増築など建物の建設を計画し、実施する業務。（建物の解体・処分も含む。）

8 大規模改修（プロジェクト管理（DO））

建物の性能向上や長寿命化を図るため、建物、設備、内装などの大規模な修繕、改修、模様替えなどを計画し、実施する業務。

9 運用・サービス（運営維持（DO））

ファシリティを安全、快適、効率的に活用できる状態に保ち、ユーザーに対しては、心地よいオフィス環境と利便のよいサービスを提供し、ユーザーの満足度を上げることで、生産性の向上に結びつける業務。

10 維持保全（運営維持（DO））

いわゆるメンテナンスのことをいい、施設のハード面について、性能・機能の確保と、ニーズの変化に対して必要な対応を担う業務。

11 評価（Check）

品質・財務・供給の3視点による評価技術を用いて、現状をできるだけ定量的に把握し、評価することによって、現状の到達点と課題を明らかにする業務。

12 改善（Act）

「評価」の業務により明らかになった、FMの目標の到達点や未達成の課題、新しい課題を踏まえて、新たなFMの目標を設定するための改善方針を検討し、立案する業務。

1 3-3 新規登録の申請方法

新規登録申請は、J FMAのホームページ <http://www.jfma.or.jp/>（メニューバー>認定ファシリティマネジャー資格> 新規登録を参照）の登録申請手続きに従って行ってください。

1 3-4 新規登録申請手数料

(1) 新規登録申請手数料は10,800円（消費税込）です。（払込手数料はJ FMAが負担します。）

なお、2019年10月1日以降、消費税が10%に引き上げられた場合には、新規登録申請手数料は消費税込で11,000円になります。

(2) 一旦収納した登録手数料は、当協議会の責任により登録を受けることができなかった場合を除き返還いたしません。

1 3-5 資格登録証などの交付

新規登録申請を行い、審査を行った上で、登録要件を満たしている方に、J FMA、NOPA、BELCAのFM資格制度協議会三団体の会長名の明記された「認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格登録証（カード型）」が付与されるとともに、「認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格取得者として認定されます。

1 4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 「CFMJ」資格試験の受験申込書・新規登録申請書（実務経歴証明書・卒業証明書等含む）で知り得た個人情報は、資格試験・登録業務をはじめとする連絡や行事案内等に利用し、当協会の活動以外には利用しません。

(2) 「CFMJ」資格試験合格者の受験票Aの顔写真等については、当年度の新規登録申請をされた方の「資格登録証（カード型）」の作成に再利用します。

なお、当協会の個人情報保護方針の詳細については、J FMAのホームページ最下段のメニューバー「個人情報について」をご覧ください。

<http://www.jfma.or.jp/regulation/personal.html>

1 5. その他

(1) 「CFMJ」資格試験の実施にあたり、試験の中止等の緊急案内は試験前日の午前中に、J FMAのHP <http://www.jfma.or.jp/>のトップページに掲載しますのでご確認ください。

(2) 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格試験の合格率・受験者数・合格者数等の統計データについては、<http://www.jfma.or.jp/qualification/page2.html> をご参照下さい。

1 6. FM資格制度協議会の資格試験・新規登録事務局

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（J FMA）

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-13-6 浜町ビル6階

TEL：03-6912-1177 FAX：03-6912-1178 E-mail：touroku@jfma.or.jp

ホームページ： <http://www.jfma.or.jp/>

（メニューバー> 認定ファシリティマネジャー資格> 「資格試験」）

【業務時間】月曜日～金曜日 9時30分～17時30分

（祝日・夏期・年末年始休暇を除く）